



はじめに

JR両毛線の国定駅（群馬県伊勢崎市）から歩いて約15分の養寿寺には、あの国定忠治の墓があります。「赤城山も今宵かぎり・・・」のくだりは有名ですが、平成18年（2006）に群馬大学の社会情報学部が、学生を対象にアンケート調査を行ったところ、赤城山と聞いて国定忠治を挙げたものは皆無だったとか。それはさておき、私たちのよく知る国定忠治も、大衆演劇や映画が伝えた架空の姿にすぎず、博徒だった故か、彼の実態を伝える史料は限られています。

その中で、幕府の役人だった羽倉外記は、『赤城録』という忠治に関する記録を残しました。そこには武闘派アウトローの極めつけだった忠治の生涯とともに、ある意外な一面が記されています。忠治は敵対者を容赦なく殺戮する一方で、「天保の大飢饉」の折には灌漑用池の磯沼を

「天保7年（1836）は日照りが続き、関東地方は大飢饉となった。忠治は、ありたけの私財を提供して、困窮している人々を助けた。このため、赤城付近では餓死者がなかったという。私（羽倉）は赤城に隣接する緑野郡の代官を勤めていたが、餓死者を出してしまった。忠治の話を聞いて赤面し、背中に冷や汗が流れ、入る穴がないことを恨んだ」幕府の役人、それも能吏と呼ばれた人物が、博徒についてこのように記すとは驚きですが、続いて「翌天保8年の春。忠治は田部井村に大賭博場をつくり、その寺銭で村内の磯沼の浚渫を行った。国定村は田部井村の隣村で忠治の故郷であり、磯沼の下流にあるから、浚渫で早害も救えるわけである」とあり、忠治が故郷を救うため、灌漑用池の磯沼を浚渫したと書かれています。国定忠治の災害救済工事というわけですが、この記録は果たして真実なのでしょうか。

忠治の判決伺い

先にも述べたように、忠治は嘉永3年に処刑されますが、勘定奉行が提出した忠治の判決伺いには、「田

くにさだちゅうじ 国定忠治の磯沼浚渫工事

浚渫して、村人を救ったというのです。



養寿寺(伊勢崎市国定町)

部井村の名主である宇右衛門と申し合わせ、溜池浚渫に事寄せ小屋を立て博奕を催し・・・と書かれています。これは幕府の公式文書であり、賭博を開いたことが罪状の一つとして挙げられているのですが、溜池の浚渫が賭博を開くための「口実」にすぎなかったとも読み取れ、実際に浚渫工事を行ったのか判然としません。

『赤城録』の誤り

それに『赤城録』には、誤りがあります。まず、忠治は田部井村の磯沼を浚渫して、下流にある故郷の国定村に水を引いたように書かれています。これは間違いです。国定村は磯沼の上流にあるので、水を引くことはできません。つまり、磯沼の浚渫が史実だとしても故郷を救うためではなく、磯沼を利用して田部井村のための工事であったはず。

浚渫工事の是非

しかしながら、忠治が磯沼を浚渫して田部井村を救ったとしても不思議ではありません。田部井村も彼のなわばりですし、博徒の収入源は賭場からの寺銭なので、なわばりが疲弊すれば、自分も運命を共にすることとなります。

また建設業の黎明期には、博徒が請負業者として鉄道建設などに携

博徒播盤の地

忠治の故郷である赤城山南麓をいだけ上州は、博徒を生み出す歴史や風土を備えていました。博徒は賭場からの寺銭を主な収入源としていたため、博打に興じる余裕がある裕福な土地でなければ生きていけません。上州は火山性土壌におおわれ、稲作が困難でしたが、蚕の飼育には適していたので、養蚕・蚕糸・織物業によって貨幣経済が浸透し、一年の稼ぎは小藩の武士の4倍もありました。結果、多くの遊び金を手にすることとなり、「博打をせぬは寺の本尊と地藏様」というありさまだったといえます。

また、天領・藩領・寺社領・旗本領が入り乱れており、犯罪者は他領に逃げ込めば追及をまぬがれることができました。忠治も労働力をストックするかわら、寺銭を工事に当てるという「一石二鳥」の策を講じたのかもしれません。

わっており、彼らは人足を確保するために賭博を開き、それは黙認されました。忠治も労働力をストックするかわら、寺銭を工事に当てるという「一石二鳥」の策を講じたのかもしれません。



磯沼があったという伊勢崎市あずまスタジアムの北西側(伊勢崎市田部井町)

天保の大飢饉

それでは気候の点から検証するとどうでしょうか。赤城山南麓は比較的雨が少なく、火山性土壌のため、常に水不足に悩まされていました。溜池を浚渫して灌漑用水を確保しようとするのは当然です。ただし、気になることがあります。

国定忠治

忠治は本名を長岡忠次郎といい、赤城山南麓にあった国定村（現在の伊勢崎市国定町）が故郷であることから、国定忠治と名乗っていました。17歳で人を殺してから嘉永3年（1850）に41歳で磔刑に処せられるまで、文化文政から幕末手前の時代を生き急ぐように駆け抜けていったのです。

この時代の博徒は、アウトローでありながらも、幕府の警察組織である関東取締出役の手先ともなっていました。いわゆる「二足の草鞋をはく」というやつで、幕府の権威を笠に装着して美味い汁を吸う者が多かったのですが、忠治はそれを嫌い徹底的にお上に反抗したといえます。

羽倉外記の『赤城録』

『赤城録』を記した羽倉外記は、忠治の故郷近くの代官を勤めていました。また川路聖謨や江川英龍と

『赤城録』からは、天保7年が早害となつたので、翌年の早害対策のために翌8年の春のうちに、磯沼の浚渫工事を行ったように読み取れます。たしかに、7年は「天保の大飢饉」にあたりませんが、これは早害ではなく全国的な冷害や多雨によって引き起こされたもので、この地方でも雨が降り続いていました。これも『赤城録』と食い違っています。前述のとおり、赤城山南麓は早害の常襲地帯なので、いつ灌漑用池を整備してもおかしくありませんが、わざわざ風雨多き年の翌春に行うでしょうか。むしろ、天保8年が早害にあっており、用水確保が必要な状況にあつたと思われ、忠治の工事が翌9年の春であれば、『赤城録』の記述どおりで納得がいきます。

おわりに

『赤城録』によると、浚渫工事を行った天保8年の3月28日に、忠治は賭博を役人に急襲されて、会津へ逃げたことになっています。しかし、国立歴史民俗博物館名誉教授の高橋敏氏によれば、地元に残る史料などから、これは翌9年3月26日のことであるといえます。このように直近の日付にも誤りが指摘されているのであれば、磯沼の浚渫工事も天保8年ではなく9年の春のことだと考えたいものです。

(文：江口知秀)